

苦情の申出の処理及び通知に関する規則

北海道公安委員会規則第10号

平成13年6月1日

苦情の申出の処理及び通知に関する規則をここに公布する。

苦情の申出の処理及び通知に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、警察法(昭和29年法律第162号。以下「法」という。)第79条第1項の規定による苦情の申出その他の北海道公安委員会(以下「道公安委員会」という。)又は方面公安委員会に対する北海道警察の職員(以下「職員」という。)の職務執行についての苦情の申出の処理及び通知に関し必要な事項を定めるものとする。

(申出に係る報告)

第2条 北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、法第79条第1項の規定による苦情の申出があったときは、速やかに、その内容を道公安委員会に報告するものとする。ただし、定型的に処理が可能な苦情の申出又は直ちに処理が必要な苦情の申出については、調査及び措置の状況と併せて報告することができる。

(措置状況の報告)

第3条 警察本部長は、前条の規定により報告した苦情の申出について、処理の結果の通知に必要な調査及び措置の状況を道公安委員会に報告するものとする。

(通知の方法等)

第4条 法第79条第2項の規定による通知は、郵送又は手渡しにより行うものとする。

2 道公安委員会は、法第79条第1項の規定による苦情の申出が同条第2項第1号に掲げるものと認めた場合は、申出者に対し、処理の結果を通知しない旨を口頭その他の方法により連絡するものとする。

(意見の聴取)

第5条 道公安委員会は、法第79条第1項の規定による苦情の申出の内容が北海道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面に係るものであるときは、当該方面公安委員会の意見を聴くことができる。

(法第79条第1項の規定によらない苦情の申出)

第6条 道公安委員会は、職員の職務執行について、道公安委員会に対し法第79条第1項の規定によらない苦情の申出があったときは、

同条第2項の規定に基づく処理及び通知の例により、誠実に対応するものとする。ただし、申出者に対する通知の方法は、文書によらないものとするができる。

(方面公安委員会に対する苦情の申出)

第7条 方面公安委員会は、当該方面の職員の職務執行について、当該方面公安委員会に対し苦情の申出があったときは、法第79条第2項の規定に基づく処理及び通知の例により、誠実に対応するものとする。ただし、申出者に対する通知の方法は、文書によらないものとすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年北海道公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。